第２号様式（第６条関係）

管理計画の認定等をしない旨の通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

鎌ケ谷市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３、第５条の６又は第５条の７の規定により申請のあった管理計画の認定等について、認定等をしないこととしたので、鎌ケ谷市マンション管理計画の認定等に関する要綱第６条の規定により下記のとおり通知します。

記

１　申請の種類

　　認　定　・　更　新　・　変　更

２　申請受付年月日

３　申請者の住所又は主たる事務所の所在地

４　申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名

５　申請者のマンションの名称及び所在地

６　理由

教示

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鎌ケ谷市を被告として（訴訟において鎌ケ谷市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に関する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。